

長久手市民間木造住宅除却工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の除却工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものをいう。

ア 長久手市内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅（持家又は貸家を問わない。）であること。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

ウ 2階建て以下のもの

エ 現に居住の用に供しているもの

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 長久手市が実施した無料耐震診断

イ (一財) 愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ (一財) 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として住宅を除却する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅であること。
- (2) 補助金交付申請時に延べ床面積30平方メートル以上であること。
- (3) 前条第2号に規定する木造住宅耐震診断を実施した住宅であること。
- (4) 前条第2号アによる耐震診断において、判定値が1.0未満又は同号イによる耐震診断において、得点が80点未満と診断されていること。
- (5) 過去に長久手市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱又は長久手市民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱による補助金の交付を受けたことのない住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象住宅の所有者（現にその建物に居住する者で所有者の同意が得られるものを含む。）
- (2) 市税を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象住宅を全て解体し、運搬し、及び処分する除却工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の23%に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は40万円のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は当該年度の1月15日までに民間木造住宅除却工事費補助金交付申請書（様式第1

号) に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳登録事項証明書(第2条第2号アに規定する長久手市が実施した無料耐震診断による木造住宅耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。ただし、木造住宅耐震診断結果報告書に記載された旧基準木造住宅の所有者と交付申請時点の旧基準木造住宅の所有者が変更となっている場合は提出を求めるものとする。)
- (2) 木造住宅除却工事費補助事業計画書(様式第2号)
- (3) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
- (4) 案内図
- (5) 見積書等補助対象工事費が確認できる書類の写し
- (6) 補助対象住宅の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、補助対象住宅が次に掲げる区域内にある場合は、前項の申請書を提出する前に、当該補助対象住宅の除却工事について、市長と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理事業の区域
- (2) 都市計画施設の区域
- (3) その他市長が協議を必要と認める事業の区域

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅除却工事費補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があると認めたときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

3 工事の契約及び着手は、交付決定通知書の交付決定日以降に行わなければならない。

(工事の契約及び着手)

第9条 補助対象工事の契約及び着手は、交付決定通知書を受け取った後、速

やかに行わなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に補助金の額の変更が生じる工事内容の変更をしようとするときは、あらかじめ民間木造住宅除却工事費補助金変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、民間木造住宅除却工事費補助金変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の取下げ又は中止)

第11条 申請者は、補助金の交付決定後において、当該申請を取り下げるとき又は工事の中止をしようとするときは、民間木造住宅除却工事取下げ・中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第12条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、民間木造住宅除却工事完了実績報告書(様式第7号。以下「完了実績報告書」という。)に、次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費内訳明細書の写し(補助対象工事費が確認できるもの)
- (3) 工事費請求書又は領収書の写し
- (4) 工事写真(着手前、工事中及び完了時が確認できるもの)
- (5) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票の写し又はこれに代わるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による完了実績報告の提出があったときは、これを検査し、必要に応じて現場に立ち入ることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅除

却工事費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに民間木造住宅除却工事費補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第12条に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の整理及び保管）

第16条 申請者は、補助金及び工事費用に関する収支を明らかにしておくとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。